

小山工業高等専門学校教育研究支援基金管理運営規程

制 定 平成30年11月7日

(趣旨)

第1条 この規程は、小山工業高等専門学校教育研究支援基金（以下「基金」という。）の設置並びにその管理及び運営について定めるものとする。

(設置)

第2条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、基金を置く。

(目的)

第3条 基金は、本校の教育研究、学生の活動、国際交流、地域社会貢献、教育環境整備等の推進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。

- 一 教育研究活動への支援事業
- 二 学生の活動への支援事業
- 三 国際交流活動への支援事業
- 四 地域社会貢献活動への支援事業
- 五 教育環境整備事業
- 六 その他基金の目的達成に必要な事業

(基金の構成)

第5条 基金は、次に掲げる資金をもって構成する。

- 一 附則第3項により承継された資金
- 二 第3条に定める目的に賛同する者から受け入れた寄附
- 三 前各号に規定する寄附の運用による果実

(事業年度)

第6条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(基金の経理)

第7条 基金は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則の定めるところにより受け入れ、経理する。

(管理運営)

第8条 基金に関する次の事項は、本校企画戦略会議において審議する。

- 一 基金の使途及び運用に関すること。
- 二 基金の予算及び決算に関すること。
- 三 その他基金の管理運営に関すること。

(事務)

第9条 基金に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 11 月 7 日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校学生支援基金管理運営規程（平成 28 年 1 月 13 日制定）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に存する小山工業高等専門学校学生支援基金の資金については、基金として承継する。